

議案第61号

財産の取得について

上記議案を提出します。

令和8年6月11日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長与町図書館システム導入業務に係るシステム関連機器を購入するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 長与町図書館システム関連機器及び周辺機器 一式

- 2 取得金額 17,763,900円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
1,614,900円）

- 3 取得の相手方 東京都港区三田3丁目5番19号
京セラコミュニケーションシステム株式会社
営業本部長 船戸川 洋

- 4 取得の方法 随意契約



参 考

物品売買契約書

- 1 名 称 長与町図書館システム関連機器の調達
- 2 名称、規格、数量 長与町図書館システム関連機器及び周辺機器等
※別紙「ハードウェア明細」の通り
- 3 契約金額 17,763,900円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,614,900円)
- 4 納入先 長与町図書館及び公民館等6施設
- 5 納入期限 令和8年9月30日
- 6 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条に規定する契約に該当することから、一旦仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たとき、改めて本契約を締結する。

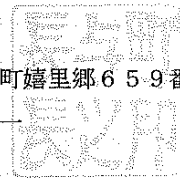
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

仮契約日 令和8年6月5日

本契約日 令和 年 月 日

発注者 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷6-5-9番地1
長与町長 吉田 慎一

受注者 東京都港区三田3-5-19
京セラコミュニケーションシステム株式会社
営業本部長 船戸川 洋



参 考

機器構成一覧

品 名	数 量
業務デスクトップ端末	3
業務ノート端末	7
OPAC 端末	9
利用者用インターネット端末	1
自動貸出機	3
バーコードリーダー	2 3
レシートプリンター	1 7
ハンディターミナル	5
ラベルプリンタ	1
カラーレーザープリンタ	1
座席予約チェックイン端末	1
蔵書点検・学習用タブレット	5
ネットワーク機器	1 式
その他ソフトウェア	1 式